

平成27年度 社会福祉法人燕市社会福祉協議会事業計画

～ 『地域が支えるその人らしい暮らし』をかなえるために～

第1. 趣 旨

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」がささやかれています。国の指針として、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

一方、障がいのある人には、早期発見・早期支援の実現を果たすシステムの重要性が指摘されています。ライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育、就労が適切なコーディネートの下で個別課題に向き合っていかなければなりません。

このような社会情勢の中で、家族形態の変容による地域コミュニティ機能の衰退や、経済・雇用環境の変化も加わり、貧困や孤立死、引きこもりなど新たな福祉課題が顕著になっています。

社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、民間計画である『第2次燕市地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』の実践3年目として、行政計画である「第2次燕市地域福祉計画」との一体的な地域福祉の推進を図っていきます。

ますます多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、平成25年度から配置したコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が推進役となります。住民とともに地域福祉について話し合い、地域課題の早期発見と解決に向けた支え合いについて考え、地域のつながりの再構築に向けた継続的な活動を展開していきます。

以上の状況を踏まえ、本会の取り組みに対し広く市民、関係機関等の理解と協力を得ながら、地域の福祉ネットワークの構築を進めるとともに、本会の組織の強化並びに自主財源の確保など、経営基盤の安定に努めます。

第2. 基本方針

1. 総務課

(1) 法人組織の強化

法人組織をより効率的・効果的にするために、事業等の企画段階において理事・評議員の参画と他領域の意見を反映させる各種部会・委員会機能を活用します。

また、事務局機能の強化を図るため、職員の業務分掌事項をより明確に示すとともに、各事業の有効性を評価するための「事業評価」を行います。さらに、公正な職員評価システムとなる「人事考課制度」及び「目標管理制度」の運用により、職員の士気の向上に努めます。

本会の取り組みに多くの方から理解をいただくため、様々な広報媒体を活用した広報活動を進めます。

(2) 安定した事業財源の確保

経済情勢や家族形態が大きく変化するなか、本会の事業財源である会員会費及び赤い羽根共同募金では、自治会のご協力、市民や企業等の皆様のご理解のもと実績を上げています。しかし、今後の財源獲得では厳しい状況が予測されることから、地域福祉をはじめとする各種事業の見直しを含め、ニーズに即した取り組みを行っていくことが必要となります。

このような中で本会は、自治会や企業等と密接な連携を保ちながら財源の獲得方法や用途について協議します。また、市民に対して一層の理解と協力を訴え、財源の拡充に努めます。

さらに、市補助事業の委託化について市と協議を進めるとともに、積極的に各種な助成金の獲得に努めます。

(3) 施設の管理運営

施設の管理運営については、利用者のニーズ把握に努め、新たな事業展開を目指しながら適切な管理運営に努めます。

今年度は、本所移転に伴い利用者減が予想される燕市老人福祉センター及びふれあい喫茶ぽぽについて、具体的な集客手段を講じます。

また、市の指定管理施設では、施設の目的達成に努めるとともに、大規模改修等については市と協議しながら計画的に進めます。

(4) 災害支援

近年多発する自然災害に備え、市地域防災計画への協力や「燕市災害ボランティアセンターマニュアル」に基づいた平常時の活動を進めます。

また、被災地の状況に応じ、「社会福祉協議会における災害救助活動に関する相互支援協定」による職員派遣や、市民ボランティアによる被災地支援活動の協力体制を整えます。

2. 地域福祉課

(1) 地域を支える人づくり

地域福祉課にボランティア・市民活動係を新設し、ボランティア・市民活動センター機能の強化に努め、ボランティア活動や市民活動の活性化を目指します。

また、地域福祉係や他機関、NPOなど様々な活動団体と連携し、地域におけるニーズや福祉課題に対応できるよう、子どもから高齢者まで幅広い年齢層から地域福祉活動を担う人材の確保・育成に取り組みます。

福祉教育の視点では、学校に留まらず「地域ぐるみの福祉教育」を推進します。

(2) 一人ひとりの自立生活を支えるシステムづくり

『第2次地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』実践3年目となる今年度は、新たに2つのまちづくり協議会区域に「地区支え合い活動推進委員会」の設置を目指し、昨年度設置した4カ所とともに地域の支え合い活動を着実に進めます。

住民とCSWの連携を図る中で、個別の課題を把握し、そこから地域における福祉ニーズを整理し、住民による課題解決に向けた支え合い活動を積極的に展開していきます。地域対応が困難なケースについては、全市的な総合相談支援機能による解決へつなげます。このような地域住民による支え合い活動が、将来の地域包括ケアシステムの一端を担えるよう協働していきます。

また、当事者に対する地域での自立や社会参加意欲、生きがいを促すサロン活動の拡充や日中の居場所づくりの確保など、本会の総合力を活かした支援に努めます。

3. 福祉後見・権利擁護センター

(1) 福祉サービスの利用支援・権利擁護

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、福祉サービスの利用や地域生活の支援・相談をはじめ、多様な社会資源の情報提供や連絡調整に努め、福祉サービス水準の向上に取り組めます。

各種相談に応じる中で生活福祉資金貸付事業の活用、福祉サービスの情報提供や苦情解決、さらには虐待・権利侵害事案などにも対応します。

また、地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどと連携を深め、今年度から施行される生活困窮者自立支援制度を踏まえ、地域における新たな権利擁護支援の展開を図ります。

4. 介護事業課

(1) 在宅福祉サービスの充実

介護保険法や障害者総合支援法による良質で安定的な福祉サービスの提供を目指します。サービスの提供にあたっては、地域福祉推進事業との連携したサービスの展開や、地域や関係機関等との協働による新たなサービスの開拓に努めます。

また、国の指針により市が進める地域包括ケアシステムにおいて、求められる役割を適切に果たすことを目指して事業の健全経営に努めます。

5. 事業経営

(1) 法定事業への参入

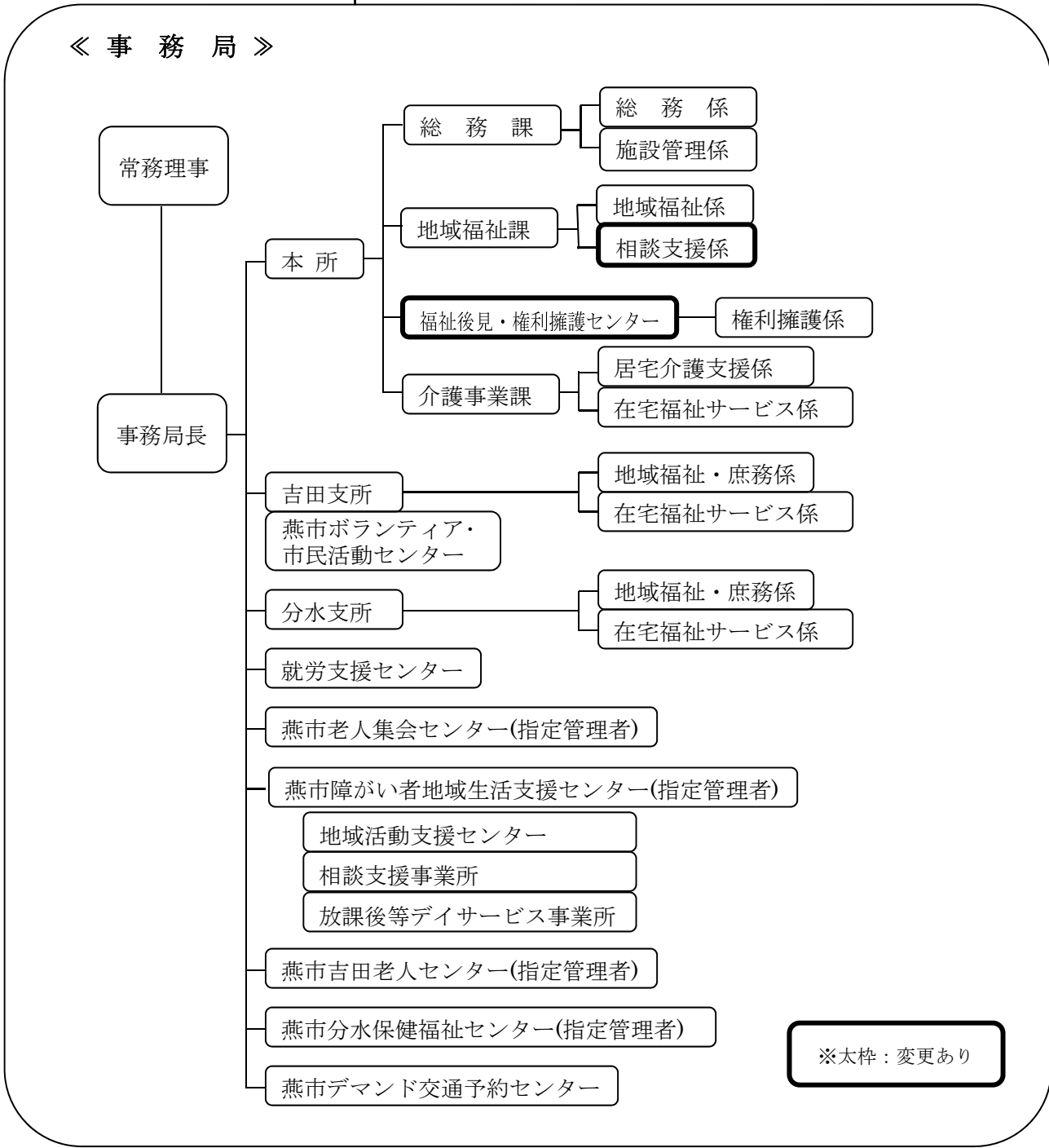
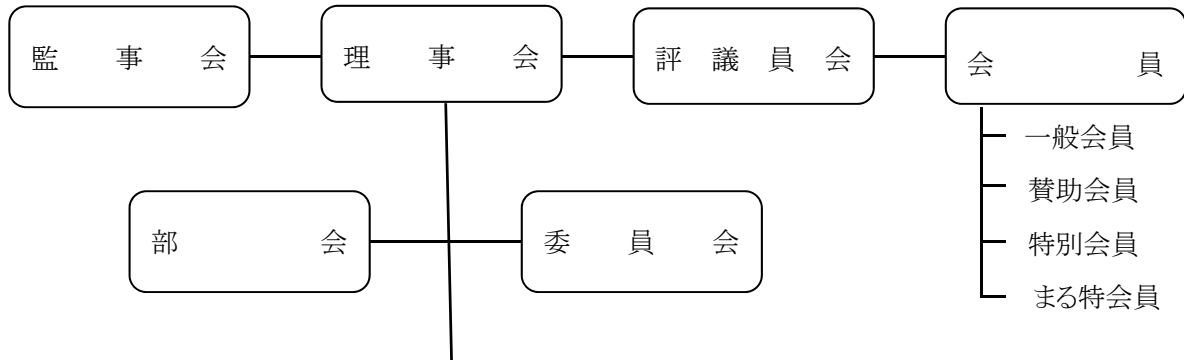
本会は、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種事業に参入しています。これは、自主財源の安定した確保とともに職員のスキル向上に繋がっています。

本会職員が、直接サービスの提供を通して自ら当事者を理解し、その情報が内部で共有されコミュニティソーシャルワークを容易に遂行できる絶好の手段と捉えています。

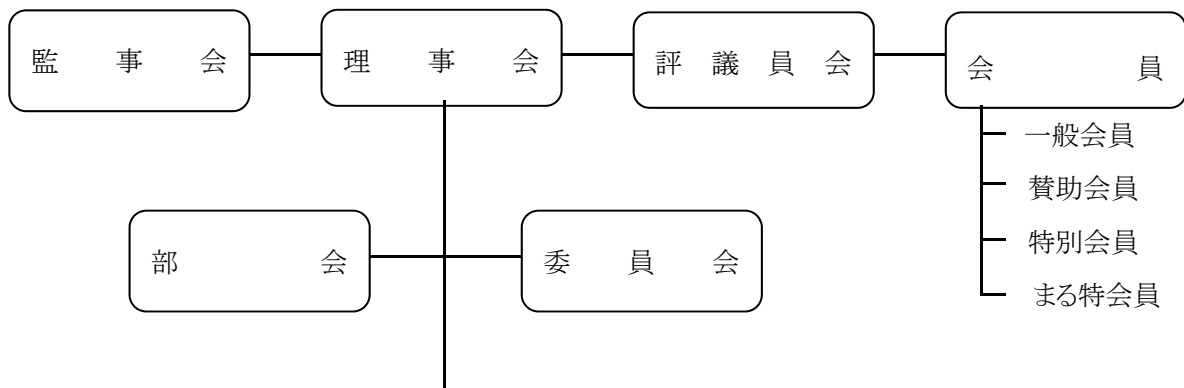
高齢、障害、児童の各法定事業の領域に囚われることなく、保健、医療、教育、就労等切れ目のない福祉的支援の実現を目指して専門職間の連携強化を図ります。

第3. 燕市社会福祉協議会組織

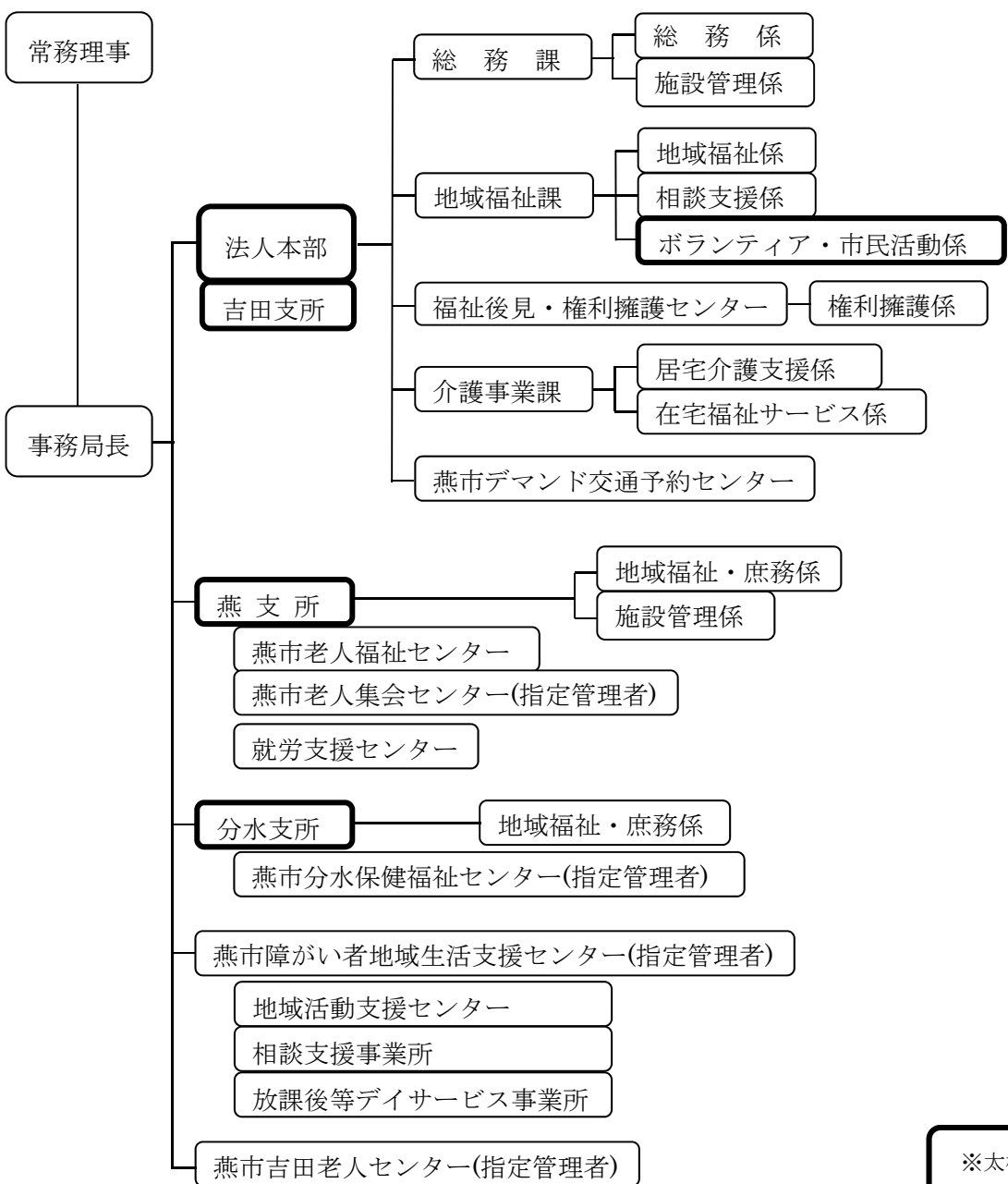
平成27年4月1日



※太枠：変更あり



《 事務局 》



※太枠：変更あり

1. 総務課 総務係

(1)現状・課題

法人本部を移転により組織体制の強化を図れますが、支所機能の低下にならないよう今まで以上の連携を保つ必要があります。

社会情勢の変化に応じた法改正等に対応するため、法人としてのビジョンを示さなければなりません。併せて、所属部署を越えた情報共有を図る体制が十分とは言えません。

自主財源である会員会費、共同募金助成金、法定事業、収益事業とも前年実績より減収となっており、事業内容の精査を行いながらコストを削減する必要があります。

昨年度、法人内に衛生管理者を配置しました。今後、ワークライフバランスを保つため、業務改善による効率化を図る必要があります。

(2)目標・方針

法的根拠や全国社会福祉協議会等が示す情報等をタイムリーにキャッチし、法人としてのビジョンを示し、各部署に徹底させるとともに、必要な情報の共有を図る体制を整えます。

法人内部の統制及び牽制体制を構築するとともに、公益性・非営利性の徹底、市民への説明責任を果たしていきます。

会員の拡大や寄付受け入れを増やすため、企業等へ積極的にアプローチします。また、募集にあたり事業財源の見直し、適正かつ公正な支出管理を徹底していきます。

ハッピーパートナー登録企業所として、職場環境の改善、ワークライフバランスの確立等、働きやすい職場を目指すため、今年度衛生委員会を立ち上げます。

(3)事業概要

【法人組織の強化】

- ・会務の運営（理事会、評議員会、監事会、法人運営部会、課内、係内）
- ・定款、諸規程の整備
- ・公印管理
- ・人事、労務管理
- ・財産管理
- ・福利厚生
- ・法人本部・支所の連携
- ・会計事務
- ・事業計画、事業報告
- ・予算、決算
- ・事業評価
- ・人事考課、目標管理
- ・役職員研修
- ・広報活動（ホームページ、つばめ社協だより「たっちハート」）
- ・法人の庶務

【安定した事業財源の確保】

- ・ 会員会費の加入促進
- ・ 共同募金運動への協力
- ・ 補助金、受託金の安定確保
- ・ 法定事業財源の安定確保
- ・ 基金の運用
- ・ 各種助成金、スポンサーの活用

【各種団体との連携】

- ・ 自治会協議会との連携
- ・ 老人クラブ連合会への支援

【給付事業の実施】

- ・ 障がい者タクシー利用券等助成事業
- ・ 金婚慶祝事業
- ・ 児童遊園地等ベンチ整備事業

【災害支援】

- ・ 市地域防災体制への協力
- ・ 県社協災害支援体制での連動
- ・ 災害ボランティアセンター設置体制の整備
- ・ 防災計画への協力



リニューアルした広報誌

2. 総務課 施設管理係

(1)現状・課題

管理・運営している各施設では、老朽化に加え、ご利用者の減少が続いています。施設改修に係る費用の捻出するため、助成金の活用、市への働きかけにより財源を確保することが必要です。

法人本部と一体的に管理する燕市民交流センターの活用について、福祉団体・ボランティア団体の活動拠点となるよう積極的なPRに努めなければなりません。

(2)目標・方針

各施設とも地域の拠点となる場と捉え、サービス内容の見直しを進め、ご利用者の確保に努めます。

平成29年度を目途に、改修に係る経費を算出し、有効な助成金を活用した改修計画を作成します。

施設の有効活用を図っていくため、ご利用者のニーズを的確に把握し、市民や老人クラブ等へサービスを提供します。また、施設の今後の利用方法について、市へ働きかけを行います。

(3)事業概要

【施設の管理経営】

- ・燕市老人福祉センター「つばめ荘」
- ・屋内ゲートボール場「すぱーく燕」
- ・ふれあい喫茶「ぼぼ」
- ・燕市民交流センター（仮称）

【市指定管理施設の運営】

- ・燕市老人集会センター
- ・燕市分水保健福祉センター



法人本部が移転する燕市民交流センター（平成27年3月撮影）

3. 地域福祉課 地域福祉係

(1)現状・課題

第2次燕市地域福祉活動計画の実践として、市内4カ所のまちづくり協議会区域で先駆的に取り組み、同4区域には計画的に支え合い活動推進委員会を設置し、支え合い活動相談員の配置も行いました。しかし、全市に向けた取り組みの拡充は急務です。

地域の体制が整う中で、地域の見守りや支えを必要とする人、制度の狭間で支援に結びついていない人、孤立しがちな人など潜在化しやすい様々な生活課題を抱えている人たちを深刻な状態になる前に早期発見・予防・解決できるよう、住民と関係機関等とのネットワークを活かした支援を進めていく必要があります。

また、各種事業の円滑遂行により、地域福祉推進への波及効果を高めていかなければなりません。

(2)目標・方針

上記実践区域を2カ所増設し、市内計6区域において取り組みを進めます。

地域住民・民生委員児童委員・まちづくり協議会・ボランティア・関係機関・行政等との連携を深め、実際に取り扱ったケースを検証しながら、地域における課題解決のしくみを確立します。

また、第2次燕市地域福祉活動計画評価委員をはじめ、各分野に所属する市民から実践に対する声を収集し、丁寧な検証・評価を行うことで本活動の普遍化を図ります。

さらに、従来から行っている住民参加による地域福祉活動や事業については、地域に根差した取り組みとして引き続き展開し、地域福祉の推進へとつなげていきます。

(3)事業概要

【企画・調整機能の強化】

- ・第2次地域福祉活動計画の実践・評価
- ・会務の運営（地域福祉部会、課内、係内）
- ・地区福祉活動の支援
- ・法人内連携の促進

【広報・啓発機能の強化】

- ・社協だより「たっちハート」の発行（地域福祉事業関係）
- ・は〜とふるカレンダー等の作成

【住民団体との連携・支援】

- ・民生委員・児童委員との協働
- ・まちづくり協議会との連携
- ・福祉活動団体等への支援
- ・市内支援機関との連携
- ・NPO、市民活動団体への支援



第2次地域福祉活動計画

【一人ひとりの自立生活を支える事業の実施】

- ・ 地域支え合い体制の推進
- ・ 各種サロン活動の充実
- ・ 地域介護予防事業
- ・ 配食サービス事業
- ・ 歳末たすけあい募金配分事業（おせち料理宅配、除雪支援）
- ・ 在宅介護者リフレッシュ事業
- ・ 24時間TVチャリティバザー募金への協力



地域支え合い活動推進情報交換会

4. 地域福祉課 相談支援係

(1)現状・課題

市民の気軽な相談窓口として、本所・支所において合わせて月5回心配ごと相談所を2名の相談員を配置し開設しています。また、法的な相談が多い現状に対応するために、弁護士による法律相談を月2回、本所・支所を巡回し開設しています。

昨今の多くを占める経済的困窮等の相談には、生活福祉資金貸付制度や小口資金貸付事業の利用をはじめ、市との連携による生活立て直しへの支援を行っています。

しかし、本会では各種相談の初期対応窓口が明確ではないため、相談のたらいまわしが懸念されます。相談者側に立った対応窓口のあり方と、解決に向けた相談支援機関との連携が重要となります。

(2)目標・方針

当係を今年度新設し、各種相談の初期対応窓口を担います。これにより、寄せられた相談を本会の各部署や適切な他機関へ迅速かつ的確につなぐ役割を果たしていきます。

また、生活困窮等を発端とする様々な相談に対しても、傾聴の姿勢による細やかな相談支援に取り組みます。さらに、日頃から法人内はもちろん、分野を越えた相談支援機関等との連携にも努め、いかなる相談にも対応できるネットワーク強化を図ります。

(3)事業概要

【相談窓口機能の強化】

- ・福祉相談窓口の設置（来所、電話）
- ・心配ごと相談、弁護士相談の実施
- ・生活福祉資金貸付制度の利用支援
- ・小口資金貸付事業

【相談支援連携体制の強化】

- ・法人内連携の促進
- ・市内相談支援機関連携の促進（保健、医療、高齢、障害、児童、教育等）

5. 地域福祉課 ボランティア・市民活動係

(1)現状・課題

ボランティア・市民活動センターのビジョンが明確化していません。

現状では、ボランティアに関する相談・登録・連絡調整や情報提供に努めてきましたが、本来のネットワークと情報を活かした対応へはまだまだ余地があります。さらに、ボランティア実践へのきっかけづくりや、実践者・関心のある者などの交流会、即戦力となる人材の養成講座等を開催し所期の目的は果たしているものの、福祉課題やニーズの把握・検証が不十分なため、様々な地域課題を解決していくコーディネート機能も活かしきれっていません。

(2)目標・方針

当係を今年度新設し、まずはボランティア・市民活動センターのビジョンを明確にします。さらに、同年度法人本部移転に伴い、交流ホールを活用した情報の収集や提供、活動紹介など、タイムリーかつ十分な情報発信を行います。

ボランティア・市民活動センター運営委員会では、同委員における多角的な視点から同センターの運営について協議していきます。

また、福祉だけでなく様々な分野に関心をもつ人を地域の福祉活動につなげるため、地域福祉係をはじめ法人内外と連携し、その人材の確保と育成に取り組みます。

福祉教育については、学校や学生に対するものとしてのみとらえるのではなく、地域住民や機関・団体などを対象に幅広い啓発を進めていきます。

(3)事業概要

【センター機能の充実・強化】

- ・ボランティア・市民活動センター機能の充実・強化
- ・福祉情報の収集、発信
- ・会務の運営（ボランティア・市民活動センター運営委員会、係内）
- ・定例会の開催
- ・法人内連携の促進

【地域を支える人づくり】

- ・ボランティア・市民活動センターの運営
- ・福祉人材の発掘・育成
- ・ボランティア育成講座の開催
- ・福祉教育の推進



ボランティア交流会

6. 福祉後見・権利擁護センター 権利擁護係

(1)現状・課題

独居高齢者や認知症高齢者の増加、また支援対象となる障害者の範囲の拡大や生活保護世帯の拡大等、地域における社会的な支援を必要とする対象者への対応がますます求められています。

拡大する権利擁護支援ニーズに対しては地域全体での重層的なネットワークの形成が必要であり、支援の専門性と実効性が求められています。

(2)目標・方針

本人主体の地域生活支援を基本に、地域の中の支援者・支援機関などと協働して権利擁護支を行います。

さらに、地域に根ざした権利擁護支援を実践するために、様々な専門職・専門機関等とネットワークを形成します。

(3)事業概要

【権利擁護専門相談・支援】

- ・法人後見の受任、日常生活自立支援事業の利用支援など

【権利擁護支援事業（受託事業(燕市)）】

- ・権利擁護に関する相談及び専門的支援
- ・虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ・権利擁護に関する制度の普及及び啓発
- ・地域における権利擁護支援ネットワークの構築
- ・地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動に関する事業

【権利擁護支援の推進に関する検討】

- ・福祉後見・権利擁護センター運営委員会の開催



権利擁護に関する研修会

7. 介護事業課 居宅介護支援係

(1)現状・課題

居宅介護支援事業は、法改正や社会情勢に影響されやすく、安定した経営が難しい現状です。現在、特定事業所加算を算定する事業所として、処遇困難ケースを受け入れています。

しかし、それらの多くは医療依存度が高く、また終末期や認知症等のケースであるため、受け入れることが、過重な業務量となっています。

(2)目標・方針

ご利用者が安心して在宅生活を継続できるよう、法令を遵守し、適正かつ良質なサービスを提供するため、必要な知識、技術の習得に取り組みます。

また、ご利用者との信頼関係の構築に努め、誠意ある対応を行います。

さらに、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの実現のため、内部連携を図りながら質の高いケアマネジメントを実現していきます。今年度の事業所移転に伴い、吉田地区ご利用者の拡大に努め、安定した経営を目指します。

(3)事業概要

【事業所の強化】

- ・会務の運営（課内、係内）
- ・課内職員研修の実施
- ・定例会の開催
- ・法人内連携の促進

【居宅介護支援の充実】

- ・居宅介護支援事業
- ・インフォーマルサービスの活用促進

介護のことはお気軽に！

～燕市社会福祉協議会介護サービス室～

住み慣れた自宅で、安心して生活できるよう私たちがお手伝いします。

ヘルパーが介護のお手伝いをします。

ホームヘルパーが、ご自宅を訪問して一人暮らしのお年寄り、高齢者夫婦の世帯、日中お年寄りが一人になる世帯で、介護にお困りの方のお手伝いをします。

- ・おむつ交換
- ・入浴の介助
- ・食事の介助
- ・調理
- ・買い物
- ・掃除

ケアマネジャーがご自宅での介護に困っている方の相談に応じます。

- ・介護認定の申請手続きの代行をします。
- ・ご希望のサービスを紹介します。
- ・サービスが受けられるためのケアプランを作ります。

障がいをお持ちの方のお手伝いをします。

- ・食事の用意 ・ 着替え
- ・入浴の介助 ・ 外出の介助
- ・部屋の掃除

訪問入浴車が伺います。

- ・寝たきりの方や障がいをお持ちの方でも安心してお風呂に入れます。
- ・看護師1名と介護士2名の3名が入浴車でご自宅に訪問します。

【ご相談・お問い合わせ】

燕市社会福祉協議会 介護サービス室

ケアマネジャー	電話	0256-64-3660
ホームヘルパー	電話	0256-62-4171

【5月7日からはコチラまで】

ケアマネジャー ☎ 0256-78-8702

ホームヘルパー ☎ 0256-78-8701

事業パンフレット

8. 介護事業課 在宅福祉サービス係

(1)現状・課題

法改正や社会情勢、ご利用者の個別に抱えている問題等に影響を受け、安定した経営を維持していくことが難しい現状です。法定事業所として、適正なサービスの提供を目指し、関係機関と連携していく必要があります。

また、職員間の接遇・技術レベルの差を解消するために、計画的な研修や指導の実施が必要であり、ヒヤリハット事例の発生を抑え再発防止に努めていかななくてはなりません。

(2)目標・方針

ご利用者に安全・安心してサービスを利用していただける良質なサービスを提供するために、必要な知識、技術の習得に取り組み、サービスの質の均一化を図っていきます。

また、ご利用者の生活、人権を尊重し、できる限り自立した生活が送れるよう支援します。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、障がい特性を十分理解し、適切なサービスを提供します。

今年度の事業所移転に伴い、効率よく稼働することにより安定した経営を目指します。

(3)事業概要

【事業所の強化】

- ・会務の運営（課内、係内）
- ・課内職員研修の実施
- ・定例会の開催
- ・法人内連携の促進

【高齢福祉サービスの実施】

- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・軽度生活支援事業

【障害福祉サービスの実施】

- ・居宅介護事業
- ・重度訪問介護事業
- ・同行援護事業
- ・身体障害者訪問入浴介護事業
- ・移動支援事業

【自主サービスの実施】

- ・在宅生活支援ホームヘルパー派遣事業（緊急時等）



救命救急の研修会

9. デマンド交通予約センター

(1)現状・課題

「おでかけきららん号」は、平成25年度の運行開始以来、多くの方が利用されています。一方、ご利用者の多くが高齢であることから、予約方法などの運行ルールについての理解が不十分である方も多いように見受けられます。

また、今年度は当センター事務室の移転と、新たに弥彦村を含めた運行エリアの拡大が予定されています。

このような現状を踏まえ、「おでかけきららん号」を身近な公共交通の一つとしてよりよく利用していただくために、燕・弥彦地域公共交通会議事務局と一層連携を図り、PRと運行ルールの周知に努めていくことが課題であります。

(2)目標・方針

「おでかけきららん号」を安全・安心に運行するための予約受付・配車業務を行います。

特には、予約受付において、正確・迅速に処理するとともに、利用方法などについても親切、丁寧にお知らせして、運行ルールの周知を図ります。

(3)事業概要

【事業の実施】

- ・デマンド交通予約センターの燕・弥彦地域公共交通会議からの受託運営
- ・「おでかけきららん号」の予約受付、配車業務及び回数券の販売
- ・「業務報告書」の作成及び苦情等の処理
- ・燕・弥彦地域公共交通会議事務局と連携した情報交換会の開催



デマンド交通予約センター

10. 就労支援センター

(1)現状・課題

障害福祉サービスの報酬改定に伴い、平成27年10月より短時間利用に係る減算の仕組みや基本報酬の仕組みが見直されます。特には、短時間利用に係る減算の基準が厳しくなっており、安定した事業経営に向けて、ご利用者の作業時間と作業内容の見直しが必要です。

自主事業（キャンドル製造）は、徐々に知名度も上がり、売上げも昨年度以上に伸びてきていますが、まだまだ安定した収益までには至っていません。その他の作業でも収支のバランスが不均衡なため、改善していかなければならない状況です。

(2)目標・方針

就労継続支援A型事業では、就労や社会経験が少なく、働くために必要な準備が整っていないご利用者に対しては、働くモチベーションを高めていけるような働き掛けを行っていきます。

また、自主事業のさらなる展開（キャンドル直売所の整備）を通じて、ご利用者がお客様との関わりを通じて社会性やコミュニケーションについて学び、日々の仕事にやりがいを感じて働くことができる環境づくりを進めます。これにより、ご利用者ひとり一人の働き方を尊重しながら作業意欲を高め、働くために必要なことが身に付けられるように支援します。

障がいのある人のニーズに対応したサービスを提供するため、平成27年10月より就労継続支援B型事業の併設を目指します。

(3)事業概要

【事業所の強化】

- ・ 職員の質の向上
- ・ 職種ごとの専門性の向上
- ・ 職員間の情報共有、定例会の開催
- ・ 法人内部、他機関との連携の促進
- ・ キャンドル直売所の設置に向けた検討

【当事者支援の充実】

- ・ 就労継続支援A型事業
- ・ 就労継続支援B型事業
(平成27年10月開設予定)



手づくりキャンドル

11. 障がい者地域生活支援センターはばたき

(1)現状・課題

障がいのある人の地域生活を支援するために、燕市の指定管理者として管理運営しています。当センターでは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業・地域活動支援センター及び児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を実施しています。また、障がい関係者のグループ活動や会議等での利用事務を担っています。このような中、障がいのある子どもから大人まで、より専門的な視野のもとでサービスを提供できる体制づくりが必要です。

(2)目標・方針

ご利用者のQOL（生活の質）を高めていくために、相談支援事業、地域活動支援センター及び放課後等デイサービス事業の充実を図ります。

このためにも、法人内及び関係機関等との連携を強化し、ご利用者個々のエンパワメントの視点で関わりを持ち続けながら、丁寧な支援を行っていきます。

結果として、ご利用者をはじめ、地域、市民の理解と愛着を得られる施設運営に努めます。

(3)事業概要

【指定管理施設の運営】

- ・燕市障がい者地域生活支援センター「はばたき」
- ・はばたき祭の実施

【地域活動支援センター】

- ・所内職員研修の実施、定例会の開催
- ・法人内連携の促進
- ・地域活動支援センター事業（機能強化型事業）

【相談支援事業】

- ・所内職員研修の実施、定例会の実施
- ・法人内連携の促進
- ・一般相談支援事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援事業

【放課後等デイサービス事業】

- ・所内職員研修の実施、定例会の実施
- ・法人内連携の促進
- ・放課後等デイサービス事業



地域生活支援センター「はばたき」

12. 燕市吉田老人センター

(1)現状・課題

燕市の指定管理者として高齢者の福祉増進を目的に運営しています。

近年、高齢化が一層進む中、安心して過ごすためには、仲間づくりをしながら生き生きと健康で暮らせる環境が大切です。

当センターは、この役割を担う施設であります。設備等の老朽化により、多くの修繕費用が予想されます。また、吉田地区の老人クラブ事業の拠点となっているため、同クラブ会員の減少傾向がそのまま施設のご利用者減に影響している状況です。

(2)目標・方針

一層の高齢者福祉の増進を図るため、指定管理施設の適正管理・運営を行います。

また、当センターご利用者数の現状維持に努めます。

さらに、老人クラブ活動の活性化に繋がる協力体制を整えます。

(3)事業概要

【指定管理施設の運営】

- ・燕市吉田老人センター（シニアセンターよしだ）



吉田老人センター「シニアセンターよしだ」